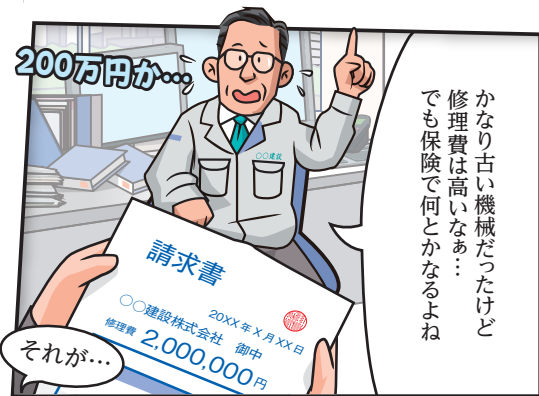
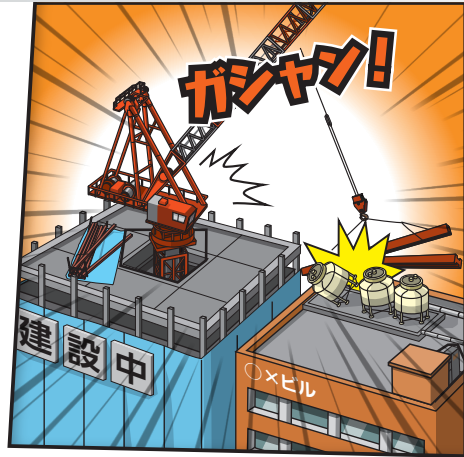


こんな「困った!」ご存知ですか?



対物超過復旧費補償特約がある場合

ほっ
保険で支払ってもらえるんですね。契約を見直しておいて良かった

先日の契約見直しで「ビジサポ」にセットされた対物超過復旧費補償特約で修理費と時価額との差額が百万円まで補償されます

日新火災代理店
〇〇保険オフィス

対物超過復旧費補償特約がない場合

トホホ...
保険金との差額は自己負担するしかないのか...

修理費が財物の時価額より高額になると、被害者との関係で**修理費と保険金との差額を自己負担**せざるを得ないおそれがあります。



「ビジサポ」の対物超過復旧費補償特約は、こんなときの修理費と時価額の差額を**100万円まで補償**します!
※裏面をご覧ください。

賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任について、保険金をお支払いします。
※修理費以外に逸失利益などについて法律上の損害賠償責任を負担される場合は、それに対しても保険金をお支払いします。

他人の財物を損壊または損壊等した結果、修理費が財物の時価額を超えたために、お客さまが被害者に対して負担する「対物超過復旧費」をお支払いします。

こんな事故のときにお支払いします。

I 施設業務

建設業者がマンション建築中、クレーン操作を誤り、吊り下げていた鉄骨で隣ビル屋上のクーリングタワーを損壊。修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求されてしまった。



対物超過復旧費 100万円

II 生産物

配管工事業者が施工したビルの配管工事ミスにより、階下に水漏れ。事務所内設置のコンピュータが水浸しで修理不可能に。コンピュータの買替費用を全額請求されてしまった。



対物超過復旧費 50万円

III 保管財物

倉庫業者が中古機械を預かり、倉庫内に保管していたところ火事が発生して、修理不可能に。機械の所有者から再購入にかかる費用を全額請求されてしまった。

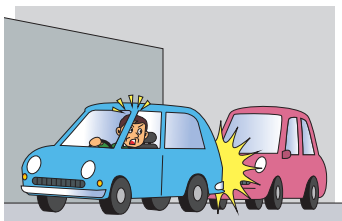
対物超過復旧費 100万円



IV 管理自動車

修理のため預かっていた自動車を移動中にぶつけて壊してしまった。修理費が時価額を超えたが、お客さまから修理費の全額を請求されてしまった。

対物超過復旧費 20万円



V 運送貨物

お客さまから預かった貨物を移動中にぶつけて壊してしまって修理不可能に。お客さまから再購入にかかる費用を全額請求されてしまった。

対物超過復旧費 50万円



Point

修理不可能の場合、被害者が**同等品を買替した時の差額費用**も補償!

補償内容

普通保険約款等の規定により財物の損壊または損壊等について保険金をお支払いする場合に、被保険者が対物超過復旧費を負担することによって被る損害を補償します。

● 次の条件をいずれも満たすことが、保険金のお支払いの条件となります。

- 弊社が対物超過復旧費の発生を認めること。
- 被害者が財物を再調達または修理すること^(注)。

(注) 被害者が財物を再調達または修理し、被保険者が対物超過復旧費を負担することについての双方の合意を弊社に提出された書類により確認できる場合を含みます。

- この特約の保険金は、被害者に全額お支払いいただきます。
- 被害者側にも過失がある場合は、被害者の過失割合に応じて保険金を削減してお支払いします。

支払限度額・自己負担額(免責金額)

1回の事故につき、**100万円**を限度としてお支払いします。
自己負担額(免責金額)の適用はありません。

用語の説明

損壊 滅失、破損または汚損をいいます。

損壊等 損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

再調達価額 損壊または損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

時価額 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。

修理費 損壊または損壊等が生じた地および時において、財物を事故直前の状態に復旧するために必要な修理費または財物が修理不可能の場合は再調達価額をいいます。

対物超過復旧費 修理費が財物の時価額を上回ると認められる場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用をいい、修理費から財物の時価額を差し引いた額(普通保険約款等により保険金の支払い対象となる額を含みません)とします。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。ご契約の際やご契約後にご注意いただきたいことなど、その他詳細につきましては、BizSapoパンフレットおよび普通保険約款・特別約款・特約集をご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。また、実際のご契約内容は、申込書をご確認ください。特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

● 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。